



島根県報

平成29年7月25日（火）

第2,923号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

県立自然公園の公園事業の一部決定	（自然環境課）	2
漁業災害補償法の規定による同意	（水産課）	2
土砂災害特別警戒区域の指定	（砂防課）	2

【公 告】

島根県公文書等の管理に関する条例の規定による保存及び利用の状況の公表	（総務課）	3
開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	4

【特定調達公告】

島根県嘱託・臨時職員システムサービス利用・運用保守業務に係る随意契約の相手方等	（総務事務センター）	5
島根県給与等事務システムサービス利用・運用保守業務に係る随意契約の相手方等	（ " ）	5

告 示**島根県告示第411号**

島根県立自然公園条例（昭和36年島根県条例第11号）第6条の2第1項の規定により、浜田海岸県立自然公園の公園事業の一部を決定したので、同条第2項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

事業の位置を表示した図面は、掲載を省略し、島根県庁及び浜田市役所に備えて縦覧に供する。

平成29年 7 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業の名称	位 置
浜田城山園地事業	浜田市殿町

島根県告示第412号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成29年 7 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 加入区の名称

温泉津・江津

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち、温泉津出張所の地区の区域及び浜田支所の地区のうち、江津出張所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表11の項漁業の区分欄4に掲げる漁業の区分

2 (1) 加入区の名称

五箇・都万

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね西郷支所の地区のうち、五箇出張所及び都万出張所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表17の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

島根県告示第413号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年 7 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

益田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

旭町J、染羽B、七尾C、あさひが丘団地、葵二の七組、南町、明見C、海老山八幡宮、中津田A、上津田B、郷A、平口A、平原下の中B、平原下の中C、和田郷B、嵩A、北仙道公民館、小俣賀D、宮下A、宮下B、美濃地町本郷K、朝倉上郷、小原郷B、光雲坊B、美都町後溢C、美都町中倉E、道谷下E、江田下B、三葛B、内石下A、後谷C、茶屋D

(2) 土石流

中津田F、西の谷川、内ノ上川、落合E

3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県益田県土整備事務所及び益田市役所において一般の縦覧に供する。）

公 告

島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年島根県条例第3号）第28条の規定により、平成27年度における特定歴史公文書等の保存及び利用の状況を次のとおり公表する。

平成29年 7月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保存状況

（単位：冊）

公文書群	前年度末保存数 a	本年度中受入等数 b	廃棄数 c	本年度末保存数 a + b - c
古文書簿冊	2,265	2,542		4,807
25年部目簿冊	3,344			3,344
昭和23年度から昭和54年度までに教育委員会で作成された公文書群		241		241
平成10年度から平成22年度末までに保存期間が満了した公文書群	7,000			7,000
平成23年度末までに保存期間が満了した公文書群	967			967
平成24年度末までに保存期間が満了した公文書群	1,195			1,195
平成25年度末までに保存期間が満了した公文書群	1,090			1,090
平成26年度末までに保存期間が満了した公文書群		1,223		1,223
合 計	15,861	4,006		19,867

2 利用状況

(1) 月別利用内訳

（単位：件、冊、人）

月	利用請求		簡易閲覧申込		元実施機関利用申込		利用相談	施設見学
	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数		
4	1	19	2	10	2	9	2	30
5	1	10	0	0	3	23	32	18
6	0	0	1	3	2	14	22	23
7	3	4	0	0	3	12	26	17
8	1	8	0	0	7	15	25	25
9	0	0	0	0	3	17	29	25
10	2	13	1	2	3	7	58	21
11	3	26	0	0	2	5	39	15
12	3	41	0	0	5	9	35	14
1	3	15	0	0	1	4	26	7
2	5	14	0	0	1	2	8	8
3	6	153	0	0	0	0	13	15
合 計	28	303	4	15	32	117	315	218

(2) 利用請求の決定状況

(単位：件)

利用制限なし	利用制限あり		合 計
	一 部	全 部	
409	26		435

注 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

(3) 貸出状況

貸 出 先	行事等の内容、貸出期間、貸出公文書
島根県立古代出雲歴史博物館	<ul style="list-style-type: none"> 企画展「入り海の記憶－知られざる出雲の面影－」にて展示・公開 貸出期間：平成27年3月10日～平成27年6月2日まで 貸出公文書：公有水面埋立関係 波根湖干拓竣功許可書

3 不服申立ての件数及び決定状況

該当なし

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年7月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

大田市仁摩町仁万字石川1304番1、1304番6、1304番7、1304番8、1304番9、1305番1、1305番4、1305番5、1305番6、1305番7、1305番8、1305番9、1306番4、1306番5、1306番6、1306番7、1306番8、1306番9

面積 3,419.51平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大田市仁摩町仁万1346番地2

柳 泰穰

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年7月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

島根県嘱託・臨時職員システムサービス利用・運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部総務事務センター 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成29年6月30日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士電機株式会社 代表取締役 北澤 通宏 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号

5 随意契約に係る契約金額

102,772,200円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年7月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

島根県給与等事務システムサービス利用・運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部総務事務センター 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成29年6月30日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士電機株式会社 代表取締役 北澤 通宏 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号

5 随意契約に係る契約金額

141,066,300円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。